

国立大学予算は危機に瀕しています

— 公財政支出の充実で教育・研究・医療の発展を —

2012年度文部科学省概算要求～ポイントと今後の重点

9月30日に政府予算案へ向けた文部科学省の概算要求が出されました。国立大学運営費交付金は199億円増の11,727億円の要求です。

しかしその内訳は、基盤的経費である一般運営費交付金が減額要求(対前年度71億円減)に対し、特別運営費交付金が396億円増の要求で、引き続き競争化の流れは変わっていません。また高専は、概算要求段階で前年度比マイナス10億円の629億円としていることは問題です。

運営費交付金以外では、奨学金が増額、その中でも給付制奨学金が初めて要求事項となりました。この実現に向け、声を上げていくことが重要です。



要求実現に
むけてがんばり
ましょう!

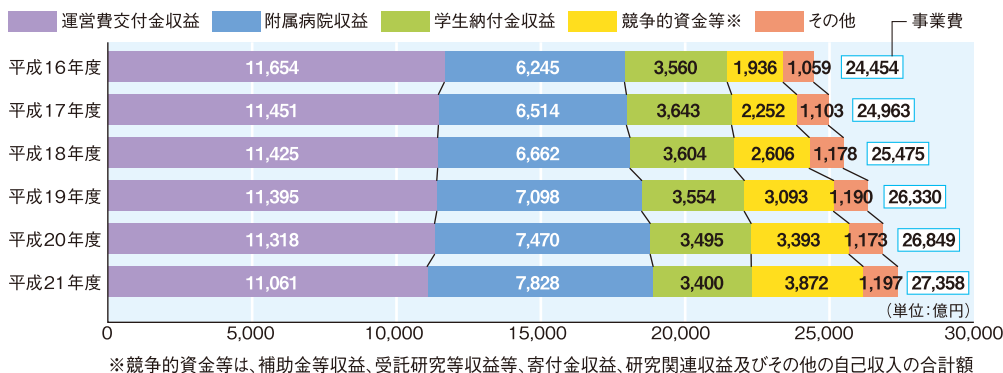
国立大学運営費交付金はどうなっている?

国立大学の法人化後、国立大学運営費交付金はどうなっているのでしょうか。

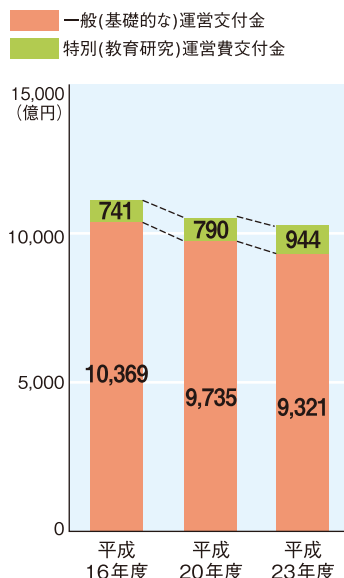
表の通り、国立大学法人の「事業費」は増大しましたが、これは、病院収益、授業料、競争的資金などの「自己収入」獲得の努力の結果です。法人化以降運営費交付金は毎年減少を続けています。特に教育研究の基盤的経費である一般運営費交付金が減少の一途をたどる一方で、競争的経費である特別運営費交付金は増大しています。

— 資金獲得自体で消耗、競争的資金は使途が決まっており基盤的経費は不足 —

●総事業費は年々増加しているが運営費交付金は減少。競争的資金などは増加。



●特別運営費交付金は増額だが、一般運営費交付金は削減が続いている。



国立大学運営費交付金の効率化係数と大学改革促進係数

国立大学運営費交付金のうち一般運営費交付金には、第1期中期目標期間(2004年度～2009年度)には、効率化係数^{※1}、第2期の2年目以降(1年目は「臨時減額」で同率)には大学改革促進係数^{※2}がそれぞれ減額され、人件費、教育・研究の基盤経費が非常に圧迫されてきています。

※1. 効率化係数……第1期中期目標期間。一般運営費交付金(標準教員人件費を控除)に毎年1%

※2. 大学改革促進係数……第2期(2011年度から)。一般運営費交付金(標準教員人件費と教育研究経費を控除)に毎年1%、1.3%(病院あり)、1.6%(病院運営費交付金措置)

病院職員の努力と疲弊

表にあるように、附属病院収入は増大しています。その背景には、患者数の増や入院期間の短縮「7:1看護」の導入、医師・看護師等病院スタッフの献身的な努力があります。

また、法人化前からの長期債務の返済の義務があり、それが重くのしかかっています。

病院収入をあげるために大学病院固有の機能が疲弊

病院の実態についての現場の声(国立大学看護師2009調査報告結果より)

A子さん「患者の重症度が高いのに十分なスタッフがおらず、忙しすぎて毎日イライラする」

B美さん「仕事内容と給与が見合っていないし、超勤をつけることが許されず、年休を取ったことがない。労働状況がひどすぎる。」



全国大学高専教職員組合

〒110-0015 東京都台東区東上野6丁目1-7 MSKビル7階
TEL (03)3844-1671 FAX (03)3844-1672 <http://www.zendaikyo.or.jp>

今こそ学生への経済的支援の充実が必要です

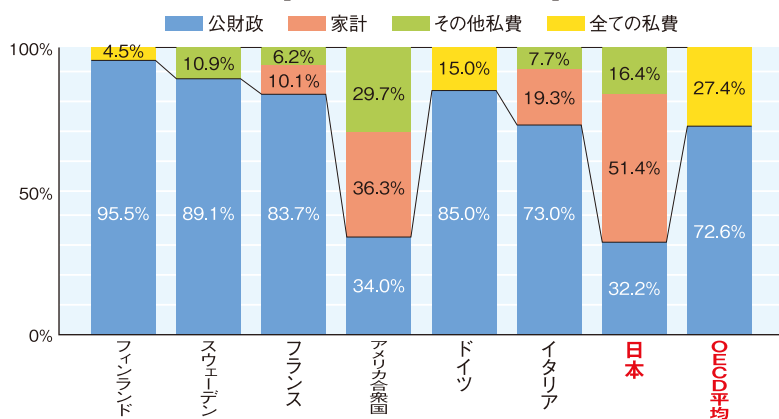
諸外国(OECD加盟国)の中で、日本は特殊な国

私費負担、その中でも家計負担の割合が大きい

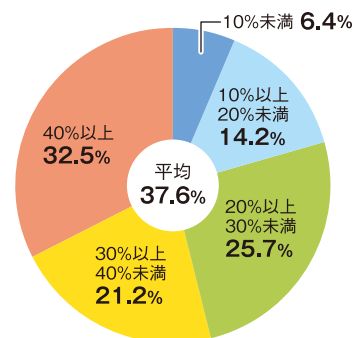
教育支出に占める公財政負担率はOECD諸国平均が72.6%なのに対し、日本では32.2%にとどまり、残りの私費負担のなかでも家計負担が非常に大きくなっています(支出全体の51.4%)。

文部科学省は、平成24年度概算要求で、初めて大学生への「給付制奨学金」2万1千人枠を要求しました。政府予算の策定にあたって、この概算要求を認めさせましょう。そして、来年度以降さらに多くの学生が給付制奨学金を受けられるよう、国民の声を届けていかなければなりません。

【教育支出に占める割合】



【在学費用の年収に対する割合(平成22年度)】



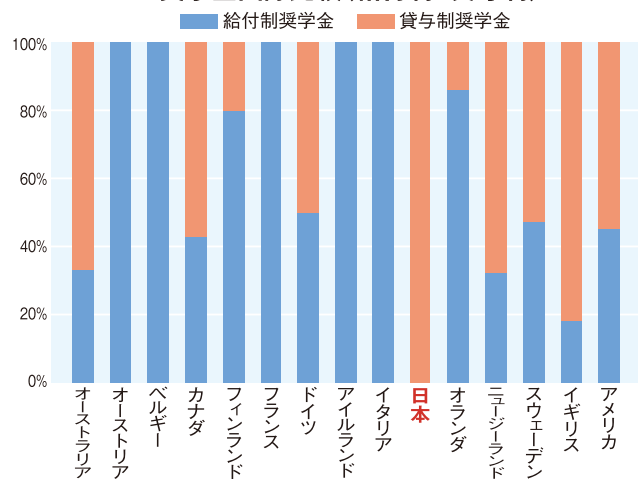
注1: 小学校以上に在学中の子供全員にかかる在学費用に対する割合である。

注2: 世帯の平均年収は、572.5万円である。

(日本政策金融公庫:「教育費負担の実態調査平成22年度」より)

公的奨学金(学生支援機構)は有利子枠がほとんどで、将来のことを考えると借りること自体が心配 — 給付制奨学金を —

奨学金国際比較(給付制/貸与制)



(“Global Higher Education Ranking” 2005, Educational Policy Institute から)

高等教育の無償化の方向が世界の流れ

国連の国際人権規約(A規約13条)は、高等教育の漸進的無償化を謳い、世界でこの条項の批准を留保しているのは日本とマダガスカルの2カ国だけです。この規約をまず批准し、計画的に無償化を実現していくことを、国の政策とさせるよう、国民の声を届ける必要があります。

国際人権規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(**社会権規約**またはA規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(**自由権規約**またはB規約)の2つの規約から成り立っています。

このうちの**社会権規約第13条**には、教育に関する権利が記され、その権利を実現するために、高等教育について、「**無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする**」ことが定められています(同条2項(c))。これを私たちは「**高等教育無償化条項**」とよんでいます。

組合加入申込書

※組合にお渡し願います。

●組合名

お名前		職場	
連絡先(Tel)		e-mail	